

意見募集要領

「東大和市耐震改修促進計画（改定案）」に係るパブリックコメントを実施します。

市では、「東大和市耐震改修促進計画」の改定を進めているところです。このたび、改定案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 東大和市耐震改修促進計画の目的

本計画は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震により想定される被害を減少させ市民の生命及び財産を保護するため、建築物等の所有者の主体的な取組みを促し、災害に強い都市づくりを実現することを目的としています。

2 改定の背景

市では、平成20年3月に東大和市耐震改修促進計画を策定し、平成27年3月に改定を行い、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ってきました。

今般、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の関係法令の改正、東京都耐震改修促進計画、東大和市地域防災計画等の見直しを踏まえ、本計画を改定するものです。

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和3年10月5日（火）から令和3年11月4日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 都市建設部 都市計画課（東大和市役所 2階 2番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 都市建設部 都市計画課
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部 都市計画課（東大和市役所 2階 2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930 東大和市都市建設部都市計画課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、
住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事
項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年12月上旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。